

同居世帯家計と高齢者の生活費

—掛川市における追跡調査の分析から—

岩 田 正 美

I 序

(1) 同居世帯家計と高齢者生活費とは何か

年金改革に前後して、ようやく高齢者の家計への関心が高まり、老後生活費の算定や予測がなされはじめている¹⁾。それらは、一般に高齢者夫婦世帯ないしは単身世帯をモデルとし、夫婦世帯、単身世帯の家計データを基礎にしている。わが国において近年急速に高齢者のみ世帯が増大していること、また年金制度はそもそもそのような高齢者のみの老後生活を基盤に出現してきたものであることから、このような算定の意味は大きいといえよう。しかし、同時にいうまでもなく、わが国では多くの高齢者が子世代と同居して生活しているという側面もいぜん重要である。昭和60年の厚生行政基礎調査によれば、65歳以上高齢者のいる世帯のうち45.9%が三世代世帯であり、未婚子との同居を含めれば、56.6%が子世代との同居世帯である。しかも、注目すべきは、これが単なる伝統型家族の残存というよりは、近年増大しつつある、高齢者のみ世帯との一定の流入関係を保ちつつ再生産されているという点である。すなわち、伝統型と近代型、前者から後者への移行という単純な図式ではなく、例えば核家族世帯から三世代世帯、核家族から高齢者夫婦世帯から三世代世帯、核家族から三世代世帯から高齢単身世帯、というような両者の錯綜した世帯変動が存在している²⁾。つまり、今のところ高齢者のみ世帯も、同居世帯も、共にある過渡期性、不安定性をその世帯形態に内包しており、そして互いにそれぞれの

存在のあり方を規定しあっている。この意味から、理念的モデルとしてはともかく、実態としては、高齢者のみ世帯だけではなく、あわせて同居世帯をも取り上げ、世帯変動を前提とした両者の家計と生活費の比較分析が行われることが今日のわが国においては不可欠である。

本稿は、上記の問題意識から、昭和60年度に実施された掛川市の高齢者家計調査のデータのうち、特に同居世帯を取り上げ、その家計と高齢者生活費の実態を明らかにしようとするものである。なお、今回調査は昭和48年調査の追跡調査であり、その意味では、12年間の変化、特に世帯変動を前提として上の実態が把握されることになる。ところで一般に、同居世帯におけるこれらの分析の困難性は次の点にあると考えられる。すなわち、第1に、同居世帯においては、1世帯1家計ではなく、複数の家計が存在している場合が少なくない。またこのような家計の分離の度合いはさまざまであり、ほとんどの収支運営を分割している場合と、ある一部のみを主たる家計から独立させている場合がある。通常の家計調査では、主たる家計以外の収支部分は落ちてしまうか、あるいは家計の分離度の大きいところは、そもそも調査対象から除外されてしまうことが多いであろう。第2に、上の点は、高齢者に独自の収入の存在と無関係ではない。つまり、伝統的な同居世帯が基本的には高齢者の無収入＝子世代による扶養として存在してきたとすれば、今日のそれは、自己扶養部分＝自立部分と子世代扶養部分との併存としてあり、この自立部分と子世代扶養部分の割合が一樣ではないのである。第3に、以上の結果、同居世帯にお

ける高齢者の実態生活費は次のいずれをさすのかについて混乱がある。(1)子に扶養される部分＝高齢者扶養費。(2)子世代とは分離された高齢者独自の支出部分。(3)(1)と(2)を合計して得られる高齢者世代にふりむけられた支出総額。第4に、高齢者夫婦ないし単身者の生活費との比較をどのように行うか。同居によるいわゆる「節約」部分をどの程度に考えるか。

以上のような困難性が、特に同居世帯の家計と生活費の分析を遅れさせてきたともいえるかもしれない。しかし、昭和45年、48年の掛川市高齢者家計調査および中高年者家計調査は、そもそもの出発点としての児童養育費調査以来の世帯員個人別収支把握を念頭に置いた調査設計を行っており、少なくとも技術的にはこの困難性を克服して、同居世帯の高齢者生活費にせまることのできた先駆的な調査であった³⁾。48年調査の追跡調査としての今回の家計データも、技術的には先の(1)、(2)、(3)のいずれの生活費についても把握することが可能である。ただし(1)、(3)については、本来共同で行われた支出＝消費から的高齢者1人ないしは2人分の抽出という作業を含むので、その抽出方法の是非というやっかいな問題がついてまわる。この点で、いわゆる掛川方式⁴⁾が唯一のものではなく、その妥当性の検討が必要であるが、さしあたり今はそれを置いて、(1)、(3)の少なくとも近似値が得られると考えれば、図1のような高齢者生活費把握の枠組み設定が可能であろう。すなわち、まず支出については、同居世帯の他の世帯員と共同する全体家計(もしくは主家計)のなかに吸収された部分、つまり高齢者への全体家計

(主家計)からの配分部分 a がある。また、これとは別に、高齢者の独立したこづかい、ないしは独自支出部分 b がある。高齢者の生活にかかわる支出は、この $a+b$ である。高齢者の生活費は結局この $a+b$ であるが、しかし、実態生活費はそれをまかなう収入ときわめて強い相関をもっている。そこで、この収入を高齢者自身の収入(年金など「社会的扶養」も含む)でまかなわれる部分 c と、子世代の収入によってまかなわれる部分＝扶養費 d とに分け、この cd と ab の関係を考えると、おそらく一般には図1のような点線で囲まれた部分が高齢者生活費となろう。この場合、 ad 、 bc のいずれが大きいか、あるいは ac 、 bd といった部分がどれくらい含まれるのかによって、同居世帯高齢者の生活費のもつ意味は、異なってくることになる。例えば、 ad が大きければ、それは扶養費の色彩を濃くするであろうし、逆に bc が大きければ同居とはいえず、高齢者のみ世帯に近い生活費としての性格を強くもつであろう。また ac などの部分が一定存在すれば、高齢者の貢献によって同居世帯が維持されているとさえ考えることができよう。

(2) 分析の対象と方法

そこで、具体的な分析の対象として、ここでは、今回調査対象世帯85のうち、同居世帯の典型として高齢者夫婦とその子供家族(C—N)世帯と、高齢母親とその子供家族世帯(M—N)の2つのタイプ、合計33世帯を選んだ。このうち、前回昭和48年にも家計調査を実施している世帯は12世帯である。今回調査は、昭和48年調査の追跡としてなされているので、この比較に重点をおいて同居世帯の家計と高齢者の生活費を分析することが可能である。しかし、12世帯では少なすぎるので、33世帯全体を対象として、次のように両時点間の世帯変動を組み入れることとした。すなわち、前回家計調査対象ではなかった世帯も世帯調査対象であったので、その時点での世帯類型と、今回調査時点の世帯類型の変化によって、対象を次の5つのタイプに分類する。(Ⅰ)核家族世帯NからC—Nになった世帯、(Ⅱ)夫婦世帯CからC—N

収入 生活費	c	d
a	ac	ad
b	bc	bd

- a. 全体家計から的高齢者への配分部分
- b. 高齢者の独立した家計、こづかい部分
- c. 高齢者の収入によってまかなわれる部分
- d. 子世代の収入によって扶養される部分

図1 高齢者の生活費の枠組み

表 1 世帯変動タイプ別対象ケース数

世帯変動タイプ		世帯人員	ケース数
I	N→C-N	6人	5
II	C→C-N	6人	3
		7人	2
		小 計	5
III	C-N→C-N	5人	3
		6人	8
		7人	1
		小 計	12
IV	N→M-N	5人	2
V	C-N→M-N	4人	3
		5人	6
		小 計	9
合 計			33

になった世帯、(Ⅲ)C-NからC-Nでタイプとしては変化のない世帯、(Ⅳ)核家族世帯NからM-Nになった世帯、(Ⅴ)C-NからM-Nになった世帯である。それぞれの類型ごとのケース数は表1に示してある。(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅳ)のタイプは比較的年齢が若く、60歳代が多い。(Ⅲ)、(Ⅴ)は70、80歳代である。これらのうち、特に、CからC-Nへの変化、またC-NからM-Nへの変化が、高齢者生活費の先の枠組みをどう変えているかが、ここでは特に注目されよう。はじめに述べた今日の高齢者のみ世帯と同居世帯とのいずれにも含まれる過渡期性、不安定性を表現するかのようなCからC-Nへの移行、また、同居世帯における高齢者夫婦と単身（とくに母親）の差異が、同居家計と高齢者生活費のありようを一体どう変えているだろうか。

なお、分析に利用するのは、総家計簿として合算されたものだけでなく、その基となった個別家計簿とくらし帳である。くらし帳は副となる家計を意味するものとして設計されたので、高齢者の方の独自収支を意味する場合と、子世代の方が副となれば子世代独自の収支を示す場合とがある。ここでは、家計簿が正か副かではなく、老人の裁量する家計か、主として子世代が裁量する家計かを分けた方が世代間の関係が明らかになると思われるので、家計簿と老人家計簿に区分した。くらし帳のほとんどは老人家計簿となるが、一部子世

代の方が副となっている場合のみ、家計簿の方を老人家計簿とし、くらし帳の方を家計簿にするという操作を行った。つまり、家計簿とは主として子世代の裁量する（あるいは高齢者と子世代の共通の）家計を示す。老人家計簿は高齢者が裁量する（一部共通部分を含むこともある）家計である。

以上のような対象と方法で行われる分析はあくまで事例的な分析にとどまる。他の報告でも述べられているように、今回調査は、掛川市の高齢者世帯を統計的に代表するものではなく、また前回調査同様の対象抽出を行ってもいいないので、やや煩雑であるがなるべくケースをすべて並べた上での分析を行うことにしたい。

Ⅱ 12年間の世帯変動と同居家計

(1) 同居世帯家計の分離状況

まず、対象となる33の同居世帯において、家計は世代間においてどの程度一致し、また分離しているだろうか。表2は、先の世帯類型の変動パターン別に、世代間で家計の分離がどの程度進んでいるのかを、総家計を100とした家計簿と老人家計簿の比率で、実収入・実支出の両レベルから見たものである。今回調査は1ヵ月調査であるが、収入は年間通して恒常的に入る収入を押さえてあるので、実収入レベルの分離度の方が基本になる。実支出の場合は、調査月での特別な支出が平均されていないので、必ずしも本来的な分離度を示さない可能性が強い。ただし、実収入外収入、例えば貯金引き出し、財産売却などのストックを背景として進む家計の分離は、むしろ実支出レベルでとらえられる。さて表2では、全体に同居世帯が決して1家計ではなく多かれ少なかれ複数の家計が存在していることがよく示されているが、特に世帯変動と関連して次の点が指摘される。第1に、ⅠおよびⅡのタイプでは比較的分離の程度が大きく、老人家計簿のウェイトも大きい。Ⅰでは平均すると実収入でほぼ半々に家計簿と老人家計簿が分かれており、実支出ではその6割を老人家計簿が分担している。ⅡはⅠほどではないが、実収入でほぼ3割、実支出では5-6割を老人家

表2 世帯変動タイプ別老人家計簿の分離状況

タイプ	ケース	年齢	世帯人員	実収入			実支出			両家計簿間の繰入金
				総家計簿	家計簿	老人家計簿	総家計簿	家計簿	老人家計簿	
I N→C-N	①	62	6人	100	58.2	41.8	100	13.7	86.3	子から 110,000円
	②	64	6人	100	29.9	70.1	100	51.4	48.6	老人から 70,000円
	③	64	6人	100	72.1	27.9	100	36.6	63.4	子から 120,000円
	④	68	6人	100	50.2	49.8	100	36.7	63.3	子から 80,000円
	⑤	67	6人	100	80.6	19.4	100	95.3	4.7	老人から 50,000円
	小計			100	55.5	44.5	100	39.5	60.5	
II C→C-N	⑥	66	6人	100	90.8	9.2	100	86.6	13.4	なし
	⑦	70	6人	100	64.0	36.0	100	25.4	74.6	老人から 110,000円
	⑧	75	6人	100	69.0	31.0	100	55.0	45.0	老人から 80,000円
	小計			100	72.1	27.9	100	52.6	47.4	
	⑨	61	7人	100	51.1	48.9	100	34.4	69.4	子から 50,000円
	⑩	68	7人	100	75.3	24.7	100	43.5	56.5	老人から 40,000円
III C-N→C-N	小計			100	63.1	36.9	100	36.6	63.4	
	⑪	82	5人	100	94.3	5.7	100	98.1	1.9	なし
	⑫	75	5人	100	86.1	13.9	100	85.8	14.2	なし
	⑬	80	5人	100	74.5	25.5	100	89.0	11.0	なし
	小計			100	88.5	11.5	100	93.5	6.5	
	⑭	72	6人	100	81.9	18.1	100	85.3	14.7	なし
IV N→M-N	⑮	71	6人	100	83.7	16.3	100	75.6	24.4	子から 41,000円
	⑯	70	6人	100	63.3	36.7	100	60.5	39.5	老人から 54,800円
	⑰	74	6人	100	93.8	6.2	100	93.9	6.1	子から 16,193円
	⑱	74	6人	100	90.2	9.8	100	91.6	8.4	なし
	⑲	73	6人	100	72.8	27.2	100	67.9	32.1	子から 10,000円
	⑳	75	6人	100	79.0	21.0	100	86.1	13.9	なし
V C-N→M-N	㉑	83	6人	100	80.3	19.7	100	90.3	9.7	老人から 40,000円
	小計			100	80.5	19.5	100	78.4	21.6	
	㉒	77	7人	100	88.4	11.6	100	89.7	10.3	なし
	㉓	66	5人	100	78.2	21.8	100	90.4	9.6	なし
	㉔	61	5人	100	86.3	13.7	100	89.2	10.8	なし
	小計			100	84.2	15.8	100	89.6	10.4	
VI C-N→M-N	㉕	77	4人	100	95.8	4.2	100	96.1	3.9	子から 10,000円
	㉖	78	4人	100	100.0	0	100	100.0	0	なし
	㉗	81	4人	100	92.0	8.0	100	96.9	3.1	なし
	小計			100	96.4	3.6	100	97.8	2.2	
	㉘	78	5人	100	88.6	11.4	100	87.9	12.1	なし
	㉙	65	5人	100	75.3	24.7	100	70.1	29.9	なし
VII C-N→M-N	㉚	74	5人	100	88.5	11.5	100	88.5	11.5	老人から 50,000円
	㉛	69	5人	100	100.0	0	100	100.0	0	なし
	㉜	76	5人	100	81.0	19.0	100	93.9	4.0	老人から 10,000円
	㉝	78	5人	100	87.8	12.2	100	97.2	2.8	なし
	小計			100	88.0	12.0	100	90.6	9.4	

注1) 年齢はC-Nの場合は夫の年齢。

注2) 両家計簿間の繰入金は、家計簿から老人家計簿、老人家計簿から家計簿への現金の繰り入れを示す。

計簿がひきうけている。実収入より実支出の方で老人家計簿のウェイトが大きいのは、先に指摘した1ヵ月家計簿、ストック取りくずしの影響のほか、これらのタイプでは、家計共通費を高齢者が裁量していることが多く(老人家計簿が主家計簿)、またその場合は子世代が老人家計簿へ現金繰り入れをしていることがあるからである。ちなみに表2で両家計簿間の繰入金の状態を見ると、Ⅰ、Ⅱタイプでは子世代から老人家計簿へ、またその逆のいずれも多く、どちらの世代が主たる家計(共通費の運営)になるにせよ、その費用の分担をほぼ均等に行った上での、家計の分離が存在しているといえよう。第2に、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴタイプでは、実収入、実支出とも家計簿が8—9割、老人家計簿は1—2割と、老人家計簿の総家計に対する比重はきわめて小さくなる。特に、Ⅴタイプでは家計がまったく分離していない2ケースを含めて、老人家計簿は1割を切るケースが多くなっている。またⅢタイプでも、比較的高齢の5人世帯の3ケースは、分離度がきわめて低い。

以上の2つの傾向は、Ⅰ、Ⅱタイプが、比較的年齢が若く、勤労収入のある高齢者をも含んでいること、また核家族Ⅳ、夫婦世帯Ⅴからの移行としてのⅢ、Ⅳタイプであること、これに対して、Ⅲ、Ⅴタイプは、比較的年齢が高く、高齢者男性が存在している世帯でも、すでに前回時点で無職の場

合が多く、また前回時点ですでにⅢ—Ⅳ世帯であって同居のキャリアが長いこと、等が関連していると考えられよう。少なくともⅠ、Ⅱタイプでは、高齢者扶養のための同居というより、子世代の世帯形成・拡大期の相対的低収入を背景として、両世代で半々に生活を支えあっているという内実になっていると考えられるが、これが新しいタイプの同居家計なのか、結局はⅢ、Ⅳのようなタイプへ移行する過渡期の状況なのか、ここではいずれともしがたい。ちなみに、前回も家計調査を行った世帯のうち、前回時点でⅢ—Ⅳ世帯であって、Ⅲ—Ⅳ継続もしくはⅢ—Ⅳに移行した5ケースについて、ケースごとにこの点の変化を見てみると(表3)、ケース⑮では48年時には実収入レベルではほぼ6:4の分離があったものが、60年時点ではほぼ8:2へ変化している。このケースは、48年時点では老夫婦共に50代でまだ勤労収入があった。この12年間に退職し、年金生活に入ったものである。ケース⑯、⑳は、実収入レベルの分離度は12年前とほとんど変わっていない。⑰は、48年当時すでに親世代は退職し、父親は若干の雑業にたずさわっていた。ただし家計共通費の運営は共稼ぎの長男夫婦に代わって親世代が行い、その分の費用を子世代が親の家計へ繰り入れる形をとっていた。実支出レベルでの老人家計簿比率が高いのはそのためである。しかし60年時点では実支出レベ

表3 家計調査継続世帯における12年間の変化

			家計の分離率 (%)				収入支出の世代間配分比率 (%)					
			実収入		実支出		実収入			消費支出		
			家計簿	老人家計簿	家計簿	老人家計簿	親世代	子世代	孫	親世代	子世代	孫
1. ケース⑮ (71歳)	48年	Ⅲ—Ⅳ 6人	60.2	39.8	81.2	18.8	39.8	60.2	0	29.2	41.4	29.4
	60年	Ⅲ—Ⅳ 6人	83.7	16.3	75.6	24.4	16.3	65.9	17.8	38.0	34.3	27.6
2. ケース⑰ (74歳)	48年	Ⅲ—Ⅳ 5人	95.2	4.8	37.4	62.6	4.8	95.2	0	25.7	57.4	16.9
	60年	Ⅲ—Ⅳ 6人	93.8	6.2	93.9	6.1	6.4	93.6	0.0	15.3	40.3	44.4
3. ケース⑱ (75歳)	48年	Ⅲ—Ⅳ 5人	79.7	20.3	88.5	11.5	20.3	79.7	0.0	27.1	58.4	14.5
	60年	Ⅲ—Ⅳ 6人	79.0	21.0	86.1	13.9	21.0	79.0	0.0	28.6	51.3	20.1
4. ケース⑳ (78歳)	48年	Ⅲ—Ⅳ 6人	86.0	14.0	84.1	15.9	14.0	86.0	0.0	31.4	48.9	19.4
	60年	Ⅲ—Ⅳ 4人	100.0	0	100.0	0	15.7	84.3	0.0	16.0	63.7	20.3
5. ケース㉑ (65歳)	48年	Ⅲ—Ⅳ 6人	79.9	20.1	74.3	25.7	20.1	79.9	0.0	30.8	39.7	29.5
	60年	Ⅲ—Ⅳ 5人	75.3	24.7	70.1	29.9	24.7	75.3	0.0	35.6	35.3	29.1

注 1) ケース No. は、表1などと共通。

2) 年齢は60年時点の夫または未亡人の年齢。

ルでも老人家計簿は縮小し、子世代主体の家計となっている。ケース⑳は、親世代の妻のみが48年当時就労しており、60年時点では退職、ねたきりの夫の介護を行っている。子世代は48年当時から共稼ぎで、すでに12年前から同居家計の主体となっていた。このように個別ケースの追跡でみると、C—N世帯では、少なくとも親世代の夫が就労し、収入が安定したある大きさにある場合に、I、IIタイプのような、両世代半々の負担を前提とした家計分離が行われている。しかし、親世代（夫）が引退し、収入も年金のみになっていくと、子世代家計を主としたIIIタイプへと移行しており、この意味でI、IIタイプは過渡的な形となっている。なお、ケース㉔、㉕のC—NからM—Nへの変化ケースでは、両方とも老夫死亡による経済的地位低下による子世代家計への吸収という典型パターンはとっていない。㉔は老母に高い年金収入がありながら、夫死亡後子世代家計へ吸収されており、㉕では、㉔より相対的に低い年金によって夫存命中と同じく2割以上の収支部分を自由裁量しつつづけている。㉔と㉕の差は子世代の収入の大きさである。㉔は夫婦共稼ぎで約80万円の高い収入があり、㉕は、長男のみの29万円の収入である。㉔は分離を明確にすることで年金を自由裁量しながら高齢者生活費を確保し、㉕は、分離せずとも総収入額の大きさからほぼ㉔と同レベルの高齢者生活費を確保しているといえるかもしれない。この2つのケースは、一定の年金を前提とした新しいタイプの同居家計を示すものとも考えられる。この点については次節で述べることになる。

（2）世代間の収入の貢献度および支出の配分

以上の家計の分離状況を前提として、次にそれぞれの家計ではなく、総家計レベルでの実収入の世代間の貢献度、および消費支出の世代間配分の状態を表4によって検討しておこう。生活費は、消費支出より実支出でとらえるべきだが、非消費支出は個人別に調査できていない。したがって、親世代に配分された消費支出は、先の図1の高齢者生活費の枠組みの $a+b$ にほぼ該当するが、それよりは小さいと考えられよう。また、収入は親

世代、子世代のそれぞれの可処分所得が図1の c 、 d にそれぞれあたるが、ここでも、非消費支出の個人別区分の不十分さのために、それぞれの実収入によって代替させることができると考えておく。さて、ここでも先の世帯変動タイプとの一定の関連がみられる。まず第1に、I、IIタイプでは、親世代の実収入貢献度が高く、また、消費支出配分割合も高い。収入は3—4割、支出は3割である。このタイプでも収入貢献度の低いケース⑥⑤③は、消費支出配分もやや小さい。しかし全体では、I、IIタイプでは消費支出は、親・子・孫の三世代にほぼ3分の1ずつ配分されているとみることができる。これに対して、III、IV、Vタイプは、全般に収入の貢献度が小さくなり（1—2割）また支出配分も縮小傾向になっている点は、先の家計の分離と同様である。ただし、支出の方は収入の貢献度の低下ほどは縮小しない。IIIタイプで3—2割、IV、Vタイプでも2割弱の配分を確保している。なお、家計分離のまったくみられなかった㉔、㉕のケースでも親世代は15.7%、16.2%の収入の貢献をしているが、支出の配分は16.0%、15.5%である。㉔は35.6%と高い配分となっていることと比較すると、支出配分の比率は、家計分離と関連しているかもしれない。この点は先の表3にもよく示されている。もちろん配分比率は絶対額ではないので、比率は小さくとも十分な支出額を確保していることはケース㉔のように十分ありうる。この水準そのものの吟味は、次節でくわしく検討するが、ケース㉔のようにIIIタイプで高齢でありながら老夫が安定した勤労収入があるために収入貢献度がきわめて高く、しかし支出配分が小さいという場合もある。これは総支出額が63万円ときわめて大きいことを考慮にいれなければならない。支出配分比率の小さなグループには、このように総支出の絶対額が大きいケースと、総支出額が小さいのに、配分比も小さいケースとがある。特にケース㉑と㉓は後者の例であるが、ここでは特に孫への支出配分が高い点が注目される。孫への支出と高齢者への支出との競合が考えられるケースである。また㉑、㉓は孫への支出ではなく子世代への配分が高い。なお、I、II

表 4 世帯変動タイプ別世代間の収入と支出の配分状況

タイプ	ケース	年齢	世帯人員	総実収入 (円)	親世代 (%)	子世代 (%)	孫 (%)	総消費支出 (円)	親世代 (%)	子世代 (%)	孫 (%)
I N→C—N	①	62	6人	343,500	38.7	61.3	0.0	571,268	36.5	30.2	33.2
	②	64	6人	763,285	70.1	29.9	0.0	393,089	36.1	35.4	28.5
	③	64	6人	416,530	26.7	73.3	0.0	229,791	28.7	34.9	36.4
	④	68	6人	445,792	49.8	50.2	0.0	459,368	44.2	32.6	32.4
	⑤	67	6人	562,863	19.4	80.6	0.0	210,051	21.1	47.3	31.6
	小 計			506,394	43.8	56.2	0.0	372,713	35.6	34.4	30.0
II C→C—N	⑥	66	6人	452,438	9.2	90.8	0.0	346,365	27.0	48.2	13.7
	⑦	70	6人	772,852	32.7	67.3	0.0	432,483	30.3	39.2	30.5
	⑧	75	6人	734,531	30.6	69.4	0.0	598,578	29.4	38.4	32.2
	小 計			653,274	26.5	73.5	0.0	459,142	29.9	42.6	27.5
	⑨	61	7人	574,440	42.7	57.3	0.0	482,573	36.7	25.0	38.3
	⑩	68	7人	564,667	24.7	75.3	0.0	435,013	24.9	34.7	40.4
	小 計			569,554	33.8	66.2	0.0	458,793	31.1	29.6	39.3
III C—N→C—N	⑪	82	5人	1,484,256	53.5	31.5	15.0	636,633	17.8	48.7	33.5
	⑫	75	5人	383,051	15.6	84.4	0.0	305,337	33.1	51.4	15.4
	⑬	80	5人	550,695	25.5	74.5	0.0	221,482	33.2	40.1	26.7
	小 計			806,001	41.1	49.7	9.2	387,817	24.8	47.8	27.5
	⑭	72	6人	574,528	18.5	81.5	0.0	292,262	23.3	49.9	26.8
	⑮	71	6人	860,469	16.3	65.9	17.8	479,410	38.0	34.3	27.6
	⑯	70	6人	636,549	37.8	62.2	0.0	568,339	36.6	38.2	25.2
	⑰	74	6人	435,561	6.4	93.6	0.0	278,461	15.3	40.3	44.4
	⑱	74	6人	700,616	10.6	56.2	33.2	354,429	24.5	29.5	46.0
	⑲	73	6人	544,774	27.2	72.8	0.0	448,721	49.2	24.8	26.0
	⑳	75	6人	642,534	21.0	79.0	0.0	367,914	28.6	51.3	20.1
	㉑	83	6人	561,286	20.3	53.1	26.6	335,793	26.6	29.6	43.7
	小 計			619,539	19.9	69.3	10.8	390,666	32.1	36.6	31.3
	㉒	77	7人	432,547	12.9	87.1	0.0	284,828	22.7	51.1	26.2
IV N→M—N	㉓	66	5人	431,891	21.8	78.2	0.0	290,224	12.0	61.1	26.9
	㉔	61	5人	1,238,169	13.7	74.5	11.8	578,450	15.3	32.7	52.0
	小 計			834,902	15.8	75.4	8.8	434,337	14.2	42.2	43.6
V C—N→M—N	㉕	77	4人	738,313	3.8	96.2	0.0	404,066	18.0	54.2	27.9
	㉖	78	4人	958,452	15.7	84.3	0.0	610,303	16.0	63.7	20.3
	㉗	81	4人	668,444	8.5	71.3	20.2	777,736	19.7	60.1	20.2
	小 計			788,403	9.9	84.4	5.7	597,368	18.0	60.0	22.0
	㉘	78	5人	384,302	12.1	87.9	0.0	403,278	18.1	49.3	32.7
	㉙	65	5人	391,038	24.7	75.3	0.0	266,007	35.6	35.3	29.1
	㉚	74	5人	682,009	12.5	87.5	0.0	418,554	26.3	46.2	27.5
	㉛	69	5人	751,350	16.2	66.2	17.6	520,528	15.5	39.0	45.5
	㉜	76	5人	633,603	19.0	62.0	19.0	401,273	14.1	37.0	48.8
	㉝	78	5人	212,217	12.2	87.8	0.0	174,553	19.4	33.9	46.7
	小 計			509,087	16.2	75.5	8.3	364,032	20.6	41.1	38.4

タイプでは、総支出の絶対額が大きいために老人配分率が小さくなるというケースはみられない。むしろ収入貢献度と関連しているようである。

III 高齢者の経済生活類型と生活費

(1) 老人世代消費支出水準と自己扶養率

さて、それでは、上のような家計分離、総家計レベルでの収支の配分状況の下で、高齢者の生活費そのものの絶対額とそれをどのような収入でまかなっているのかをもう少し詳しく見てみよう。

表5は、これまでと同じく世帯変動タイプ区分でケースごとに高齢者の総消費支出と実収入、年金、および老人家計簿で自由裁量している収支の金額を示したものである。Dの総消費支出が高齢者生活費を近似的に示す金額であり、これをAの老人実収入がどれくらいまかなっているかをA/D自己扶養率として示した。自己扶養率100をこえているケースは、高齢者自身の実収入の範囲でその生活費をまかなっていると一応推測することができ、また100に満たないケースは、その差を、子世代が扶養しているか、あるいは高齢者の預金の

表5 世帯変動タイプ別高齢者の自己扶養の状況

タイプ	ケース	年齢	世帯人員	A老人世代実収入	B老人世代年金	年金比率 B/A	C老人家計簿実収入 (裁量収入)	収入裁量比率 C/A	D老人世代消費支出	E老人家計簿消費支出 (裁量支出)	支出裁量比率 E/D	自己扶養率 A/D	年金扶養率 B/D
I N→C-N	①	62	6人	132,874	26,500	19.9	143,500	92.6	208,780	491,468	235.4	63.6	12.7
	②	64	6人	535,035	233,691	43.7	534,985	99.9	142,022	149,949	105.6	376.7	164.5
	③	64	6人	111,144	109,692	98.7	116,092	104.5	65,926	162,651	246.7	168.6	166.4
	④	68	6人	221,792	106,442	48.0	221,792	100.0	203,157	310,363	152.8	109.2	52.4
	⑤	67	6人	109,375	109,375	100.0	109,375	100.0	44,297	12,780	28.9	246.9	246.9
II C→C-N	⑥	66	6人	41,666	41,666	100.0	41,666	100.0	105,322	51,990	49.4	39.6	39.6
	⑦	70	6人	252,470	238,196	94.3	277,886	110.1	130,959	307,372	234.7	192.8	181.9
	⑧	75	6人	224,742	218,342	97.2	228,042	101.5	175,989	314,000	178.4	127.7	124.1
	⑨	61	7人	245,210	209,334	85.4	281,094	114.6	177,196	339,966	191.9	138.4	118.1
	⑩	68	7人	139,667	100,267	71.8	139,667	100.0	108,198	280,341	259.1	129.1	92.7
III C-N→C-N	⑪	82	5人	794,708	144,708	18.2	85,108	10.7	113,350	17,502	15.4	701.1	127.7
	⑫	75	5人	59,659	53,199	89.2	53,199	89.2	101,083	52,978	52.4	59.0	52.6
	⑬	80	5人	140,591	140,191	99.7	140,591	100.0	73,596	31,760	43.2	191.0	190.5
	⑭	72	6人	106,468	103,825	97.5	103,825	97.5	68,082	54,323	79.8	156.4	152.5
	⑮	71	6人	140,517	140,517	100.0	140,517	100.0	182,289	143,508	78.7	77.1	77.1
	⑯	70	6人	240,823	233,789	100.0	233,789	97.1	208,236	153,579	65.1	156.4	156.4
	⑰	74	6人	28,000	27,000	97.1	27,000	96.4	42,668	18,313	42.9	115.6	112.3
	⑱	74	6人	74,118	45,300	61.2	68,600	92.6	86,979	35,188	40.4	85.2	52.1
	⑲	73	6人	148,000	85,000	57.4	148,000	100.0	220,670	172,062	78.0	67.1	38.5
	⑳	75	6人	135,000	117,000	86.7	135,000	100.0	105,096	45,648	43.4	128.5	111.3
	㉑	83	6人	113,847	110,791	97.3	110,791	97.3	89,431	34,001	38.0	127.3	123.9
	㉒	77	7人	55,703	50,117	90.0	50,117	90.0	64,685	34,536	53.4	86.1	77.5
IV N→M-N	㉓	66	5人	94,232	93,882	99.6	94,232	100.0	34,778	15,050	43.3	271.2	269.9
	㉔	61	5人	169,824	143,284	84.4	169,824	100.0	88,245	72,678	82.4	192.4	162.4
V C-N→M-N	㉕	77	4人	27,957	27,957	100.0	31,025	110.9	72,543	22,900	31.6	38.5	38.5
	㉖	78	4人	150,372	147,733	98.2	—	—	97,602	—	—	154.1	151.4
	㉗	81	4人	56,987	53,667	94.1	53,667	94.2	152,905	28,460	18.6	37.3	35.1
	㉘	78	5人	46,638	31,408	67.3	43,908	94.1	72,874	57,689	79.1	64.0	43.1
	㉙	65	5人	96,758	83,258	86.0	96,758	100.0	94,790	90,775	95.8	102.1	87.8
	㉚	74	5人	84,966	78,666	92.6	78,666	92.6	110,215	61,406	55.8	77.1	71.4
	㉛	69	5人	121,458	110,919	91.3	—	—	80,545	—	—	150.8	137.7
	㉜	76	5人	120,453	120,453	100.0	120,453	100.0	56,730	26,880	47.4	212.3	212.3
	㉝	78	5人	25,833	25,833	100.0	25,833	100.0	33,857	5,780	17.1	76.3	76.3

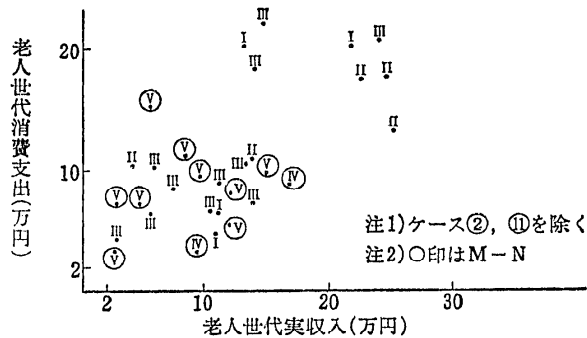


図2 老人実収入と老人消費支出の分布

取りくずしなどで補っていると考えることができる。なお、B/D は、実収入のうち年金のみでどの程度の生活費をまかなっているかを見たものである。また、B/A 年金比率、C/A 実収入自由裁量比率（老人家計簿の収入となっているものの割合）、E/D 消費支出自由裁量比率（老人家計簿の消費支出となっているものの割合）をそれぞれ示してある。

この表からは、以下の点が明らかであろう。まず、第1に、高齢者の生活費の近似値を示すDは、その絶対額はきわめてさまざまであり、C—Nタイプでも4万円台から20万円台までの幅、M—Nタイプで3万円台から15万円までの幅をもっている。これは1ヵ月調査によるバラツキの大きさを当然含んでいるが、高齢者の生活費といっても、決して一様ではないことを示すものといえよう。なお、この老人世代消費支出額を、老人世代実収入および世帯人員1人当たりの総家計実収入とクロスさせて分布の状況を見たのが図2、図3の点相関図である。図2のように、老人実収入とはI、II、IIIタイプのC—Nの消費支出額の関連がみられるが、VタイプのM—Nの消費支出はあまり関連していない。図3の世帯員1人当たりの世帯総実収入と老人消費支出の関連をみると、逆にVタイプとの相関がみられる。

第2に、自己扶養率が100に満たないケースは、33のうち12である。そのうち5ケースはVタイプのM—N世帯である。つまり、全体の約6割強のケースは高齢者の生活費を自己収入でまかなっていると推測される。特にI、II、IIIタイプは自己扶養率の高いケースが多く、この点が上の図2で

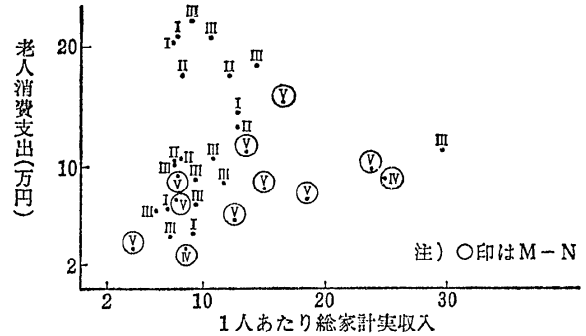


図3 1人当たり総実収入と老人世代消費支出の分布

の老人世代実収入との一定の相関となって表われていると考えられる。ただしVタイプは半数を上まわる5ケースが子世代扶養に一部依存していると考えられ、したがって図3のような世帯総収入との関連が生ずるのであろう。なお、IIIタイプは、先の家計分離や、収入貢献度、支出配分割合から見ればI、IIより老人世代の占める位置は小さいのであるが、自己扶養率が比較的高くでているのは、老人世代の支出額そのものが老人世代収入よりさらに小さく、結局老人世代家計そのものの規模がI、IIタイプよりは縮小しているからだと考えられる。この点については後にさらに詳しく述べたい。

第3に、しかし、100%子世代扶養になっている世帯は1つもない。自己扶養率は低い方で30%台であるから、子世代扶養率の高い場合でも、約7割程度を扶養していると考えられるが、これは3ケースである。あとの9ケースは、5割以上を自己の実収入によってまかなっている。第4に、年金への依存はIタイプおよびIIIタイプの3ケースを除くと大きく、ほぼ実収入＝年金収入であるが、年金扶養率は、15ケースで100を割っている。いいかえれば、18ケースは、年金で生活費をまかないうるが、それ以外は年金以外の収入か子世代の扶養をあてにせざるをえないことになる。なお、自己扶養率が100以上で年金扶養率が100を割っているのは3ケースのみである。ケース④は年金は実収入の48%であるが実収入全体ではほぼ生活費をまかなっている。ケース⑩、ケース⑳の場合は、年金扶養率が100を割ってい

るといってもほんのわずかであり、ほぼ年金でまかなっていると考えてもよいかもしれない。つまり、ケース④を除くと年金扶養率の低い世帯は自己扶養率も低く、今回対象世帯の高齢者の生活費をまかなう収入としての年金の存在の大きさが示唆されているといえよう。

以上のように、同居といっても、6割強の高齢者は、自己の実収入の範囲で生活費をまかなっており、残りのケースでも、低い方で3割、高い方では7—8割の自己扶養率を示している。すなわち、同居世帯高齢者の生活費は、そのまかない方（先の図1では *cd*）からみると、6割強は自己の収入 *c* のみでまかなっており、残り4割弱が、*c* と子世代扶養 *d* の組み合わせである。さらに、I、IIタイプは、その生活費のなかでの独自部分（家計分離部分）が大きく、図1でいえば、自己の収入 *c* で自己の分離家計 *b* をまかなっている *bc* とし主に表示されているということができよう。また、IIIタイプは、I、IIに比べて家計分離部分は小さいが、しかしそれは相対的に小さい自己収入 *c* に収斂されて縮小した老人世代支出 *a+b* となって表われるケースが多いのが注目される。IVタイプは数がきわめて少ないので、何ともいえないが、Vタイプでは、自己収入 *c* でまかなえないケースがふえ、また家計分離度もより小さくなり、子世代扶養 *d* による家計からの配分部分 *a*、*ad* が比重をますが、しかしVタイプでもこれが100%になるケースはない。家計を一致させつつも *bc* と *ad* の組み合わせとなっていくといえよう。

（2）高齢者の経済生活類型

以上のように高齢者生活費が、高齢者自身の収入でまかなわれている傾向が強いといっても、IIIタイプに多く示されているようにもちろんそれが十分な生活費の水準を結果しているとは必ずしもいえない。そこで、今、世帯類型パターンをとりはらって表5の老人世代消費支出の水準と、自己扶養率、特に年金扶養率、また家計分離状況を関連させて、高齢者の経済生活をいくつかの類型に区分してみることにしたい。すなわち、消費支出の水準を、C—N、M—Nそれぞれについて、上、

表6 高齢者の経済生活類型

類 型	消費水準	自己扶養率	家計分離	年金比率	年金水準	ケース例
1 勤労・財産収入自立型	高・中	高	高	低	10 ～ 20万円	②④
2 年金収入自立型	高・中	高	高・低	高	20万円	⑦⑧⑨⑬⑭⑲⑳㉑㉒㉓㉔
3 低消費自立型	低	高	高・低	高	10万円	③⑤⑩⑬⑭⑲⑳㉑㉒㉓㉔
4 高消費扶養型	高・中	低	低	低	4 ～ 5万円	⑬⑭⑲⑳㉑㉒㉓㉔
5 低消費吸収型	低	低	低	低		⑬⑭㉑㉒㉓

中、下の3段階に分けた。その指標は、昭和59年全国消費実態調査による65歳以上高齢者夫婦世帯および単身世帯の消費支出月額の中位数、149千円、および78千円をひとつの目安とし、また生活保護法による3級地生活扶助基準としての65歳以上の夫婦で約8万円、単身で5万円という水準（住宅扶助、医療扶助、老齢加算、一時扶助はすべて含まない）に1.4をかけた低所得水準としての約11万円、および7万円をもうひとつの目安とし、同居による住居費などの節約効果を考慮した上、さしあたり、C—Nタイプで、11万未満を下、11～14万円を中、14万円以上を上とし、M—Nタイプでは、6万円未満を下、6—9万円を中、9万円以上を上とした。この水準階層と、自己扶養率、その主な収入種類、子世代家計との分離状況の組み合わせから、表6のような5つの類型化が可能である。第1類型は、消費支出水準が中ないしは高で、自己扶養率、家計分離が大きい。年金比率は小さく、主として勤労収入・財産収入による自立型である。ケースとしては多くない。Iタイプの②、④が典型である。第2類型は、消費支出水準は中および高で、自己扶養率が高く、特に年金比率が高い。いわば年金自立型と呼ぶものである。今回は対象世帯の1つの中心となっている類型である。この場合は家計分離は比較的大きいグループと小さいグループに分かれる。C—Nは大きく、M—Nは小さい。M—Nで分離ゼロの

2 ケースもここに含まれる。家計簿は別になっていないが、年金収入に見合った支出配分がみられる。この場合注意すべきは、世帯総実収入が高いことである。この総収入の高さが家計分離を伴わずとも、比較的大きい老人消費支出配分を実現させているとみられる。第3類型は、低位、もしくはやりくり自立型とでも名づけられる類型で、消費支出水準は低いが、自己扶養率が高い。つまり、それほど高くない自己収入（＝ほとんど年金である）の範囲で生活費をやりくりしているという類型である。上の第2類型との違いは、さしあたり消費水準の高低であるが、実は収入、特に老人世代の年金収入の差がこれに反映している。すなわち、このタイプの老人収入＝年金は、額そのものからいえば10万円前後であり、消費水準ランクで中位のレベルであるが、第2類型の場合は、特にC—N世帯ではその倍の20万円前後の収入をあげている。第2類型、第3類型ともにこれらの年金収入を目いっぱい日々の消費支出にあてることは少なく、むしろ預金など非消費支出、実支出外支出への控除をして、消費レベルを決めるだろうから、20万円前後の収入レベルの第2類型では、10万以上の中、高位の消費水準となっているのに対して、第3類型では9万以下の低位レベルに抑えこまれているのだと考えられる。今回調査では非消費支出、実支出外支出について世代ごとに分離した調査を十分行いえなかったもので、どのくらいの割合が実際に非消費支出や貯蓄へまわされているかは不明であるが、実収入と消費支出との関係からみれば、消費性向は、Ⅱタイプで平均76.7%、Ⅲタイプで平均66.6%である。なお、このような第3類型の節約やりくり的な老人世代の収支状況に対して、同居とはいえ子世代からの扶養が加算されていない。それはおそらく、第2類型に比べて低額とはいえ、C—Nで10万円前後、M—Nで8—9万円の年金が確保されているからではあるまいか。それ以下の年金の場合は、次に述べる扶養型の類型へ移行している。つまり、一定の年金収入、ここでは10万円前後があると、同居とはいえ、老人世代の自己扶養による経済生活が展開されていく、という状況があり、第2類型も含めて

伝統的な経済扶養を前提とした同居世帯とは異なった新しい同居のタイプを形づくっていると考えられよう。ただし、第3類型の消費水準の低位性が、すぐあとで述べる扶養型の老人消費支出より著しい点は、きわめて重要な問題である。特に、この類型が先に指摘したⅢタイプに多いのみならず、すべてのタイプにわたって存在していること、そして第2類型と並んで今回対象世帯の1つの典型となっていることを考えあわせると、自立型同居が決して「豊かな老後生活」を実現させているばかりではないことに特に注意しておく必要がある。

第4、5の類型は、共に自己扶養率の低いケースで、家計分離度も小さく、いわゆる伝統的な子世代扶養に近い。すなわち、上で述べたように、老人世代の収入（年金）が第3類型より低く、4—5万円前後、もしくはそれ以下の場合、自己扶養では成り立たなくて、扶養型の同居家計となっているとみられる。ただし、第4類型は、消費支出水準が中または高で、子世代扶養によってその水準に達している場合であるが、第5類型は、きわめて低い消費水準しか実現しておらず、第4類型に比べて自己扶養率が高めである点が異なっている。つまり第5類型は厳密には半扶養型である。この類型の差は、結局子世代の扶養力の差に起因しているとみられる。つまり、第5類型は世帯総収入が小さく、例示ケースでは6人7人世帯で40万円強、5人世帯で20万円強である。したがって老人の低い収入に上積みできる部分も限られるから、結果的に老人世代は自己の乏しい収入にかなり依拠した生活を送らざるをえなくなっているのである。第4類型では、総収入が大きく、上積みが十分なされて、高い消費水準を実現させている。第5類型にあてはまるケースは、今回調査対象世帯では少ないが、そもそもこのような調査対象からはもれやすい類型としても、問題視されるべきであろう。

以上の類型に、典型ケースがそれぞれ例示してあるが、もちろんこれにあてはめられなかったケースもある。例えばケース⑥、⑩は、総収入、老人世代収入ともに低く、自己扶養率も低く、類

型5に近いのであるが、いずれも消費水準は中である。一応家計簿上は前月からの繰り越し収入によってその消費支出が実現されたことになっているが、収入捕捉にもれがあったのか、1ヵ月調査のための消費支出の方の例外がでているのかは不明である。また、ケース①は、総収入は低く、老人収入は中位であるが、消費水準は高い。これは老人世代家計における預金取りくずしによるものであり、その意味では自己扶養率の低さは見せかけのもので、本来は第1類型に近いかもしれない。このように、1ヵ月調査の限界や、また分離された家計の特に収入調査の不十分性などがあるので、類型へのあてはめは典型例示にすぎない。またもちろん、このような類型化そのものも、相対的なものであり、特に消費支出水準のランクづけは、さしあたりのものにすぎない。しかし、およその傾向としては、①同居とはいっても老人世代自己扶養、自立型の世帯が傾向的には増加していき、およそ年金収入が夫婦で10万円レベル以上でこの傾向が顕著であること、②しかしそのなかに消費水準の低い世帯がかなり含まれること、③老人世代の自己収入が低下すれば、伝統的な扶養型同居家計へ移行していくが、子世代に扶養力のない場合は、同居のまま老人世代の生活費はきわめて縮小されていくこと、などの点が明らかであろう。さらに、高齢者生活費としては、自己扶養型Ⅵcのもので、夫婦で最低10万円の収入でその6-7割の消費支出レベルのものが存在していることが示されているが、これがはたして高齢者最低生活費のモデルたりうるかどうかはわからない。ここでは、それは低消費であると位置づけたが、さらに消費水準レベルの判断の科学的な裏づけが必要であろう。

なお、今回調査の目的でもあり、小稿でも分析の柱とした世帯変動との関連では、NからC-Nへの移行のⅠタイプがほぼ第1類型をとり、C-NからM-Nへの移行のⅤタイプで、扶養型の第4類型が比較的多いという点以外は、第2、3、5類型はいずれの世帯変動タイプにも見られた。つまり、自立型の同居、半扶養型の同居家計は、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴのいずれのタイプにも見られ、し

かもそれがどの類型をとるかは、世帯類型変動ではなく、高齢者とその子世代の経済階層によって異なっているようである。逆にいえば、Ⅴタイプと第4類型の結びつき以外は、必ずしも同居の必然が経済的扶養関係にはないといえるかもしれない。ただし、以上はあくまで1ヵ月のフローとしての収入状況からいえることで、ストックの側面の経済生活上の必然性については含んでいない。

(3) 同居家計と老人世代の消費支出構造

それでは、上のようなさまざまな類型をとる消費水準の内容、すなわち、消費構造はどのようなものであろうか。表7は、同居家計全体の総消費支出と老人世代のみの消費支出のそれぞれについて、消費支出総額を100としたときの各支出額の構成比を示したものである。まず、全体に総家計と老人世代家計を比較すると、いずれも次のような特徴が示されている。すなわち、老人世代家計は「保健医療費」と「その他の支出」の比率が相対的に高い。「その他支出」のなかでは、すでによく指摘されているように「交際費」が高くなっている。逆に総家計より縮小しているのは、当然のことながら「教育費」であり、また、Ⅰタイプなど一部を除くと「交通通信費」である。高齢者生活が、移動を伴う社会関係を縮小し、金品の贈与を介した社会関係に特化していくこと、通常の家計調査では総家計のなかに吸収されてしまっているため、あまり大きくは表われないが、老人世代家計においてはやはり「保健医療費」が相対的にふくらんでいる等が明らかであるといえよう。なお、表に示してはいないが、老人世代の分離した家計簿に表われる支出費目は、分離度の高いⅠ、Ⅱタイプなどではすべてにわたっており、特に家計共通費としての性格の強い「住居費」「光熱水費」などは100%近く老人世代家計簿の支出として出ているが、Ⅲタイプなどになると、これらの共通費の支出は老人家計簿には少なくなり、むしろ高齢者個人に帰属しやすい「被服」「保健医療」「交通通信」「教養娯楽」「その他の消費支出」と、若干の「食費」に主たるウェイトがおかれるようになる。さらに、子世代家計との一致の強

表 7 同居家計における総消費支出と老人世代消費支出の構造

			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	特 場
			食料	住居	光熱水	家事用品	被服 はき物	保健医療	交通通信	教 育	教養娯楽	その他	交 際
世帯 変動 タイプ	I	総消費支出	38.7	2.0	5.4	17.7	3.1	1.9	6.1	3.9	6.7	14.5	9.2
		老人消費支出	35.0	2.0	5.0	18.1	2.6	2.5	6.5	0	4.5	23.8	20.7
	II	総消費支出	37.8	0.1	4.6	2.0	9.8	3.3	12.3	1.9	11.2	17.0	7.1
		老人消費支出	39.4	0.1	4.8	1.9	6.2	3.1	11.3	0	9.5	23.7	12.5
	III	総消費支出	36.3	1.1	5.4	5.4	4.7	2.5	7.7	3.0	9.8	24.1	10.7
		老人消費支出	36.3	1.0	6.0	4.8	2.3	6.6	5.9	0	10.5	26.6	15.5
	IV	総消費支出	29.0	0.0	5.8	2.3	6.7	3.7	10.1	8.2	4.5	29.7	15.2
		老人消費支出	30.0	0.0	8.2	2.9	6.9	7.4	6.3	0	5.0	33.3	26.3
	V	総消費支出	28.1	3.4	5.1	7.5	7.6	1.4	9.2	3.1	9.2	25.4	12.1
		老人消費支出	28.4	3.5	5.9	17.6	3.6	2.7	4.5	0	10.8	23.0	15.6
経 済 生 活 類 型 事 例	1型ケース④	総消費支出	39.5	0.2	6.2	12.2	8.1	2.8	6.3	0.5	7.3	16.8	14.6
		老人消費支出	38.5	0.4	4.7	12.2	3.4	1.3	4.3	0	5.0	30.3	30.2
	2型ケース⑥	総消費支出	30.8	1.8	3.2	7.0	5.4	5.8	7.2	6.8	14.3	17.7	8.5
		老人消費支出	28.3	2.6	2.9	2.3	0.3	14.1	8.4	0	3.9	37.1	15.8
	3型ケース⑪	総消費支出	41.7	1.2	8.2	0.4	5.9	2.8	6.9	0	11.4	21.3	7.7
		老人消費支出	40.9	1.5	10.2	0.7	2.2	6.3	8.6	0	2.9	26.7	5.2
	4型ケース⑮	総消費支出	23.9	0.2	7.2	2.0	0.7	0.7	16.5	11.5	9.6	27.7	2.9
		老人消費支出	29.4	0.2	10.0	2.8	2.2	0	14.6	0	4.3	36.5	2.6
	5型ケース⑲	総消費支出	52.6	2.9	14.6	1.4	0.8	2.1	3.0	12.1	1.9	8.6	7.6
		老人消費支出	57.9	3.0	15.0	0.3	2.2	1.2	2.9	0	3.2	14.3	13.9

くなるVタイプなどになると、「保健医療費」「教養娯楽費」「その他消費支出」の3つに集中し、いわゆる「こづかい」化していく傾向が見られる。しかし、この場合も保健医療費を高齢者の「さいふ」から支払い続けている点は注目されよう。

次に、総消費支出と老人世代消費支出の比較ではなく、世帯変動タイプ、および経済生活類型の違いによる消費構造に注目してみたい。ここでは、煩雑さをさけるためケースごとに一覧せず、世帯変動タイプは世帯人員を無視して合計し、また、経済生活類型は先述したようにあてはまらないケースもあるので典型ケースの例示を行ってみた。世帯変動タイプ別には、タイプ差はあまり見られず、むしろ類似しているが、IV、VタイプはI、II、IIIタイプに比べて、総消費支出、老人世代消費支出ともに「食料費」支出がやや小さく、「その他」支出が大きい。しかし、この点は、実は世帯変動タイプ別よりも、経済生活類型の典型例示ケース別の違いにより明瞭に示されている。すな

わち、消費支出水準の低い3型、5型で総消費支出、老人世代消費支出のいずれもが食料支出比がきわめて高く、特に第5類型では5割をこえるなど、いわゆるエンゲル法則に示される貧困家計の特徴を示している。この食料比は、今回家計簿が現物収支を合算しているため、他調査よりやや高めにしている点は注意が必要だが、それにしても第3、5型のケース例のエンゲル係数は大きな比率である。この場合、特に第5型では、この典型ケースばかりでなく、先の表6に示した例示ケース3つともほぼ同様の傾向を示しており、3ケースの平均エンゲル係数は、総消費支出で45.2%、老人世代消費支出では56.3%である。ここでは、世帯全体の収入が低く、老人世代、子世代ともに「食費」「光熱水費」などの基礎的支出にその多くを支出せざるをえない状況といえよう。しかし、3型では、必ずしも世帯全体の収入は低くはない。また、エンゲル係数も例示したケース⑮は総消費支出、老人消費支出ともに高めであるが、表6の

例示ケースを細かく見ていくと、必ずしもすべてがこのような傾向をとっていない。エンゲル係数の小さな世帯もいくつかあり、平均すると総消費支出で38.9%，老人消費支出では45.7%である。この場合は、第5類型のように世帯全体の収入の低さではなく、老人世代の自己実収入＝年金の相対的低さ（第2類型のほぼ2分の1）と自己扶養率の高さによって、老人世代については、5類型に類似の、きりつめ型の消費構造となっている。しかし、子世代を含めた総消費支出の方をよく見ると、次のような傾向がみられる。すなわち、世帯総収入は必ずしも小さくないが、この型の例示した9ケースのうち6ケースが住宅ローン返済中であり、1ケースは仕送り金を支出している。また、教育費など孫世代への支出、貯金、生命保険への支出も、相対的に高い。住宅ローン返済中のケースは、この12年間に持ち家の取得をしたもの、新築、改築したもので、いずれも子世代の費用負担となっている。ローン返済額そのものはそれほど大きくはなく、住宅以外のローンも含めて高いところでも6万円強、ふつうは、3万円前後であるが、これに生命保険料、貯金を加えて、いわゆる実支出外支出がかなり大きくなっている。その結果、実収入がそれほど低くないのに、消費へ振りむける金額が小さく、総消費構造としてもエンゲル係数が高まり、老人世代への扶養の余裕もない、というひとつのパターンが生まれていると考えられる。また、実支出外支出ではなく、仕送り金や、孫世代の費用などがかさむ場合は、総消費支出の規模はむしろ大きくなり、エンゲル係数は低くなるが、老人世代の扶養へまわす余裕がないというのは、上のパターンと同様である。このように、第3類型のケースを検討してみると、伝統的な貧困家計というよりは、ローンや生命保険料など契約的支払いのウェイトを高めた現代家計の特徴が示されている。つまり、このような現代的家計の余裕のなさ、相対的に低い年金の存在が結びついて、第3類型のような低水準自立型を生みだしているといえるかもしれない。もちろん、第2類型や第4類型でも、このような家計の現代の特徴はある程度大きくなっているが、

第2類型では年金収入が大きいため、総家計の現代的余裕のなさ、老人世代消費との葛藤が少なく、また第4類型では、総収入が大きいか、老人世代の実収入が小さすぎるために、扶養費の上乗せが大きいと考えられよう。

いずれにせよ、以上はきわめて限られたケースについての事例的検討にすぎず、また、上のような現代的家計の特徴を示すローン等契約性貯蓄などについては調査もれの可能性も小さくないので、今後さらに詳しい調査検討が必要であろう。ただ、ここでは、掛川市のような中都市の伝統的と思われる三世代家計のなかにも、現代家計の変貌傾向が示され、高齢者の生活費の水準と構造も、これと無関係にはないこと、また年金制度とこの現代家計の間にあって第3類型のようなきりつめ型の構造をもつ高齢者生活費が出現していることを指摘しておきたいと思う。

IV ま と め

今日の高齢者同居世帯は、伝統型家族の残存として、あるいは、子世代による親世代扶養の内実をもって必ずしも展開されてはいない。掛川市における今回調査のデータの範囲からは、次のような点が明らかであった。

(1) きわめて大まかにいえば、高齢者の年齢が若く、勤労収入等のある段階から、老母1人残される段階までの間に、同居家計は、高齢者と子世代家計の分離独立からしだいに子世代家計へ吸収、一致の度合いを強めていく。高齢者による子世代への援助も含めた自立家計から扶養型家計への展開である。

(2) しかし、上の展開のなかでも、考えられているより高齢者の自己扶養率は高く、逆に子世代による扶養は小さい。上の扶養型は厳密には半扶養型と呼ぶべきであろう。すなわち、同居世帯の高齢者の生活費は、同居とはいえ、年金を主体とした自分自身の収入 c による子世代とは分離した支出部分 $b=bc$ を中核として、Iタイプのようにむしろ子世代を高齢者が支える ac と、Vタイプに多い子世代扶養による ad とを組み合わせ

たものと考えることができよう。

(3) このような自己扶養率の高さは、世帯類型よりも、高齢者および子世代の経済階層と関連している。したがって、世帯類型の変動、例えばCからC—N、C—NからM—Nの変動が、高齢世代の自己扶養率の低下と必ずしも結びつかないケースも多く、逆にいえばC—NからC、M—Nから単身化の可能性も、家計収支というフローの面だけを見れば存在している。この意味でも、現在の同居世帯の存在は不安定・過渡的なものであるといえるかもしれない。

(4) 自己扶養率の高い高齢者の一部は、むしろ半扶養型の高齢者よりもきりつめた消費生活を営んでいることがある。一定の年金の存在が自己扶養率を高めるが、逆にその年金の範囲内へ生活を縮小してしまう傾向が同居世帯においても高まるためであろう。特に今回調査時点で10万円前後の年金収入がある場合は、自立可能な水準とみなされるが、実際の消費はその6—7割に圧縮される傾向にある。昭和48年調査ではC—N、M—N世帯の親世代の経済状況はC、Nに比べて不安定であり、それゆえ同居の必然性があると結論された⁵⁾が、今回は、C—N、M—N世帯のなかにも、いくつかの類型があり、さらに自立型bcの生活費の枠組みをとる場合も、安定した生活と、低水準のきりつめた生活とがあり、後者でも同居によって扶養が上乘せられていない。つまり、必ずしも同居の必然性がフローの生活費の上からはないことがある。

(5) 半扶養型も含めて、高齢者の自己収入は、「保健医療費」、「交際費などその他の支出」へよ

り多く支出されている。特に「保健医療費」が、老人世代に帰属する支出とみなされている点が注目される。

もちろん、以上は1ヵ月調査、追跡調査という資料上の制約があり、また中間的な集計段階での分析にすぎない。今後さらにCタイプの生活費との比較が不可欠であり、また総じて、自立型の増大と結論した同居家計における高齢者生活費の意味が、ストックなどとの関連でいっそう追究される必要もあろう。

注

- 1) 福祉政策研究会(高山憲之座長)、勤労者の老後生活安定対策研究会(氏原正治郎座長)などによる試算・予測。
- 2) この点について、前回掛川調査報告書のなかで、森岡清美は次のように述べている。「現代の重要な家族の変動相は、伝統的な直系家族制が駆逐されて、夫婦家族制に代替されるといった簡単なものではなく、同一の地域のなかばかりでなく、同一の家族のなかにも両者が共存し、複雑な干渉関係にあることを意味している。」(中鉢正美編『高齢化社会の家族周期』9頁)
- 3) 例えば、中鉢正美編『家族周期と世代間扶養』における、伊藤、馬場、湯本、宮本論文等を参照。
- 4) 前掲『高齢化社会の家族周期』124—128頁の家計簿の集計参照。もともとは児童養育費調査時において世帯員1人1人の生活費配分を明らかにするために考案された家計簿設計と集計方法をひきついだものである。すべての実支出について個人別に配分しきってしまう点(共通費と個人別支出の区別なしに)、および世帯員の年齢、性別差をどう反映させるか(消費単位)という問題が存在していると思われる。
- 5) 前掲『家族周期と世代間扶養』における馬場論文参照。

(いわた・まさみ 東京都立大学助教授)